

社会保険労務士法人

富労務管理事務所便り

連絡先：〒374-0027
群馬県館林市富士見町5番30号
電話：0276-72-2366
FAX：0276-70-1069
e-mail：tomi-roumu@krc.biglobe.ne.jp



ハローワークにおける求人不受理の対象が追加されます

◆ハローワークにおける求人不受理の対象とは？

ハローワークの求人、労働関係法令の規定に違反し、企業名公表等の措置が講じられた者からの求人の申込みについては受理しないことができると、職業安定法の政令に規定されています。

例えば、労働基準法や最低賃金法の規定に、過去1年間に2回以上、同一条項違反で是正指導を受けた場合は是正後6カ月経過まで不受理となります。送検・公表された場合は、送検後概ね1年経過まで不受理となります。また、男女雇用機会均等法や育児・介護休業法の規定に違反し、是正を求める勧告等に従わずに公表された場合も是正後6カ月経過まで不受理となります。

◆改正育児・介護休業法の施行にあわせて求人不受理の対象が追加

2024年の通常国会で成立した改正育児・介護休業法は、一部が2025年4月1日と2025年10月1日の2回に分けて施行されます。この改正法の施行にあわせて、求人不受理の対象が追加されます。

具体的には、労働者が家族の介護の必要性に直面した旨を事業主に対して申し出たことを理由とした不利益取扱いの禁止への違反が、2025年4月1日から追加されます。

また、(1)労働者から確認された就業に関する条件に係る意向の内容を理由とした不利益取扱いの禁止、(2)柔軟な働き方を実現するための措置(3歳から小学校就学までの子を養育する労働者に対する始業時刻等の変更等の措置)の実施義務、(3)事

業主が講じた柔軟な働き方を実現するための措置に係る申出をしたこと等を理由とした不利益取扱いの禁止を定めた規定への違反について、2025年10月1日から追加されます。

新卒者の採用・選考活動動向 ～東京商工会議所の調査結果より

東京商工会議所は、新卒者や既卒者(卒業・修了後3年以内等)の採用を検討している会員企業と会員学校法人(大学・専門学校等)の就職支援担当者が一堂に会する情報交換会を年に3回程度実施しています。その情報交換会に参加した企業を対象に、2025年新卒者の採用・選考活動等の動向を把握するための調査が実施され、結果が公表されました。

◆調査結果の概要

(1) 回答企業の属性

- ・業種：製造業 22.8%、建設業 16.8%、情報通信・情報サービス業 16.5%、卸売業 13.6%、小売業 4.1%、金融・保険・不動産業 2.5%、宿泊・飲食業 1.3%、その他 22.5%
- ・従業員規模：101～300人(30.7%)、501人以上(24.7%)、51～100人(15.5%)、301～500人(13.3%)ほか

(2) 採用市場の感じ方：「厳しい採用環境である(採用が困難)」と回答した企業割合 98.7%

(3) 2024年9月時点の内々定者数：50%未満と回答した企業が 47.5%

(4) 採用選考活動時における学生の評価材料を取得することができるインターンシップ

- ・インターンシップの改正についての認知度：59.2%が

知っている

・今年度実施した、もしくは実施する予定があると回答した企業:25.8%

(5) 2025年新卒者の初任給の引き上げ

・引き上げた(引き上げる)と回答した企業:53.5%

・3%以上引き上げると回答した企業:37.5%

・引き上げの理由として、77%が「人材を確保するため」とし、「物価上昇に対応するため」(51.5%)や「在職者のベースアップを行ったため」(49.1%)との回答も見られた。

(6) 2024年新卒者の外国人留学生の採用実績等

・外国人留学生のニーズがある企業は26.9%で、実際に採用できた企業は13.6%だが、「国内外を問わず優秀な人材を確保するため」と考える企業は91.6%にのぼる。

多くの企業が2025年度の新卒採用に苦慮している様子が見えられます。安定した採用活動を進めるためにも、各種制度や給付金なども有効に活用するとよいでしょう。

「103万円の壁」見直し賛成企業が9割 ～帝国データバンクの調査より

◆「103万円の壁」とは？

帝国データバンクが行った「103万円の壁」引上げに対する企業アンケート(有効回答企業数1,691社)において、回答した企業の9割近くが「103万円の壁」の見直しに賛成していることが明らかになりました。

今回の調査では、67.8%の企業が「103万円の壁」の引上げに賛成し、21.9%の企業が「撤廃すべき」と回答しました。つまり、合わせて89.7%の企業が現行制度の見直しを求めているとわかります。

◆最新動向を注視し対応策を

103万円をはじめとする「年収の壁」を巡っては、法改正に向けた動きが加速する可能性があります。企業は最新の動向を注視し、従業員が安心して働けるよう適切な対応策を講じることが重要です。

1月の税務と労務の手続提出期限

[提出先・納付先]

10日

○ 源泉徴収税額(※)・住民税特別徴収税額の

納付[郵便局または銀行]

※ただし、6ヶ月ごとの納付の特例を受けている場合には、令和6年7月から12月までの徴収分を1月20日までに納付

○ 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合>[公共職業安定所]

31日

○ 法定調書<源泉徴収票・報酬等支払調書・同合計表>の提出[税務署]

○ 給与支払報告書の提出<1月1日現在のもの>[市区町村]

○ 固定資産税の償却資産に関する申告[市区町村]

○ 個人の道府県民税・市町村民税の納付<第4期分>[郵便局または銀行]

○ 労働者死傷病報告の提出<休業4日未満、10月～12月分>[労働基準監督署]

○ 健保・厚年保険料の納付[郵便局または銀行]

○ 健康保険印紙受払等報告書の提出[年金事務所]

○ 労働保険料納付<延納第3期分>

○ 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出[公共職業安定所]

○ 外国人雇用状況の届出(雇用保険の被保険者でない場合)<雇入れ・離職の翌月末日>[公共職業安定所]

○ 固定資産税に係る住宅用地の申告[市区町村]

本年最初の給料の支払を受ける日の前日まで

○ 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書の提出[給与の支払者(所轄税務署)]

○ 本年分所得税源泉徴収簿の書換え[給与の支払者]